

委 託 設 計 書
仕 様 書

令 和 8 年 度

件 名 自動車騒音常時監視業務委託
委 託 場 所 川越市全域
設 計 額 円
積 算 原 価 円

委 託 の 大 要
自動車騒音の状況を把握するため、面的評価を実施する。
委 託 の 理 由
騒音規制法第18条第1項に基づき自動車騒音の状況を継続的に把握するため。

委託内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
自動車騒音常時監視業務委託					
1. 人件費					
(1) 基礎調査、打合せ					
技師 (B)		人工			
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
(2) 沿道状況の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
(3) 騒音発生強度の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
作業員		人工			
(4) 騒音暴露状況の把握					
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
作業員		人工			
(5) 成果品作成					
技師 (B)		人工			
技師 (C)		人工			
技術員		人工			
2. 印刷製本	1	式			
3. 機器損料					
騒音計		台			
4. 車両費及び機材運搬費	1	式			
5. 電子地図	1	式			
6. 消耗品費	1	式			
7. 諸経費	1	式			
合計					
消費税	10%				
総合計					

自動車騒音常時監視業務委託仕様書

I 総則

1 目的

本業務は、川越市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施するものである。

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知)
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル(平成27年10月環境省水・大気環境局自動車環境対策課)
(以下「常監マニュアル」という。)
- (6) 自動車騒音常時監視結果報告要領(以下「報告要領」という。)
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)
- (8) その他関係法令等

4 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 過去の自動車騒音常時監視業務成果
- (2) その他業務遂行上必要と認められる資料

なお、面的評価支援システム、GISエンジン（最新版）及び電子地図（2022年以降発行 ㈱ゼンリン Zmap-TOWN II）は、受注者にて別途準備するものとする。

II 業務内容

1 基礎調査

監視の対象となる全ての道路（別紙1）に面する地域について、常監マニュアル第3章3.3に基づき、文献調査及び現地踏査により、

- ① 土地利用状況
- ② 道路交通情勢
- ③ 道路の構造等

の把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画（別紙1）を精査し、評価

区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

2 面的評価

監視対象道路（別紙１）の評価区間のうち、令和８年度に評価を行う区間（以下「Ｒ８評価対象区間」という。別紙２）について、以下の調査を実施する。

ただし、「１ 基礎調査」の結果、実施計画を見直し、評価区間に変更が生じた場合等は、速やかに発注者と協議すること。

（１）沿道状況の把握

① 住居等の属性

常監マニュアル第３章３．４（１）に基づき、Ｒ８評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、戸数、環境基準の類型）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。

② 残留騒音

Ｒ８評価対象区間について、常監マニュアル第３章３．４（１）に基づき、残留騒音を把握する。残留騒音の把握は、実測によることとする。

なお、残留騒音を実測により把握するための測定は、「３ 測定」のとおりとする。

（２）騒音発生強度の把握

Ｒ８評価対象区間について、常監マニュアル第３章３．４（２）に基づき、騒音発生強度を把握する。騒音発生強度の把握は、実測によることとする。

なお、騒音発生強度を実測により把握するための測定は、「３ 測定」のとおりとする。

（３）騒音暴露状況の把握

① Ｒ８評価対象区間の騒音暴露状況の把握

Ｒ８評価対象区間内の全ての住居等について、常監マニュアル第３章３．４（３）に基づき、騒音暴露状況を把握する。

なお、面的評価支援システムでの作業に当たっては、使用するバージョンに対応した操作マニュアルに基づき適切に行うこと。

② 過年度評価結果の活用

Ｒ８評価対象区間以外の区間で、かつ過年度に評価を実施済みの評価区間（以下「過年度評価済み区間」という。）において、「１ 基礎調査」の結果、状況変化が認められた区間については、過年度評価結果の妥当性が失われている可能性があることから、発注者と協議の上、必要に応じて報告から除外する。

状況の変化が認められない区間については、操作マニュアル（別冊）「過年度データの活用方

法」を参照して上記①とあわせて報告すること。なお、過年度評価済み区間とR 8 評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の「評価の実施年度」を令和8年度に変更して報告すること。

なお、詳細は発注者と協議の上で決定する。

3 測定

R 8 評価対象区間のうち、2 (1) ②および2 (2) で実測により把握するための測定は、常監マニュアル第3章3. 4 (2) 及び第3章3. 4 (1) に基づき騒音測定を行う。

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合などは、測定を中止し、発注者と協議の上で再測定を行うこと。

(1) 事前準備

測定箇所については、現地踏査結果を踏まえ、発注者と協議の上で選定する。なお、測定箇所は、概況が判別できるよう、周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。

(2) 騒音発生強度の測定

騒音発生強度を把握するため、当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、2 4 観測時間（各観測時間の1 0 分間以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地調査等により把握し、台帳に整理すること。

(3) 残留騒音の測定

残留騒音を把握するため、監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各2 観測時間（各観測時間の1 0 分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- ・夜間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

(4) 車種別交通量および車速の測定

常監マニュアル第3章3. 4 (2) に基づき、上下別・車種別交通量（大型車、小型車、二輪車）、上下別・車種別平均走行速度（大型車、小型車）を測定する。

測定時間は、昼の基準時間帯で2 観測時間とする。また、夜間の基準時間帯において環境基準を大幅に超過すると思われるような地点については、夜の基準時間帯について2 観測時間観測する。

4 環境省報告様式作成

報告要領に従い、環境省報告用資料を作成する。

(1) 常時監視報告様式及び GIS フォーマットの作成

常時監視報告様式 (Excel)、位置図、詳細図 (平面図・横断図)、及び GIS フォーマットのとりまとめを行う。

(2) 実施計画の精査

次年度以降の常時監視の頻度 (ローテーション) 等を検討し、市と協議して実施計画 (別紙 1) の見直しを行う。

(3) 面的評価支援システムによる再評価

面的評価支援システムの最新バージョンを用いて、過年度までの全区間を再評価し、報告すること。

5 報告書等の作成

(1) 業務の開始前に委託業務実施計画書 (作業工程表、安全対策、その他の詳細) を作成し、提出すること。

(2) 業務の実施後は、実施内容を報告書にとりまとめること。

Ⅲ その他

1 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

名称	媒体	部数	備考
(1) 業務報告書	A4 紙	1	・ 環境省報告様式 (様式 1-1～様式 3-2) ・ 位置図 ・ 詳細図 ・ 写真
	CD-ROM	1	・ 騒音及び交通量測定結果 ・ GIS データ ・ 実施計画 (案)
(2) システムデータ	CD-ROM	1	・ MENTEKI_DATA 内全データ

2 支払方法

支払方法については、完了払いとする。

3 その他

(1) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

(2) この契約の締結後に、消費税法 (昭和63年法律第108号) 等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額

等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

(3) 仕様書に定めのない事項、業務中に生じた疑義については双方協議の上、別途定める。

別紙1 川越市自動車騒音常時監視実施計画

番号	調査単位 区間番号 (R3センサス)	路線名	始点 接続道路等	終点 接続道路等	区間延長 (km)		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
					評価区間	路線	(km)	(km)	(km)	(km)	(km)
1	330	関越自動車道	ふじみ野市・川越市 境	一般国道16号	4.6	10.2			4.6		
2	340	関越自動車道	一般国道16号	川越市・鶴ヶ島市 境	5.6				5.6		
3	11060	一般国道16号	狭山市・川越市 境	川越北環状線	4.1	12.6			4.1		
4	11070	一般国道16号	川越北環状線	川越新座線	3.6				3.6		
5	11080	一般国道16号	川越新座線	川越市・西区 境	4.9				4.9		
6	17050	一般国道254号バイパス	ふじみ野市・川越市 境	今福木野目線	2.6	11.0				2.6	
7	17060	一般国道254号バイパス	今福木野目線	一般国道16号	2.5					2.5	
8	17070	一般国道254号バイパス	一般国道16号	川越北環状線	4.9					4.9	
9	17080	一般国道254号バイパス	川越北環状線	川越市・川島町 境	1.0					1.0	
10	17230	一般国道254号	ふじみ野市・川越市 境	一般国道16号	3.7	3.7			3.7		
11	24030	一般国道468号(圏央道)	日高市・川越市 境	川越市・鶴ヶ島市 境	0.8	2.2		0.8			
12	24050	一般国道468号(圏央道)	鶴ヶ島市・川越市 境	川越市・坂戸市 境	1.4			1.4			
13	40250	さいたまふじみ野所沢線	西区・川越市 境	川越市・西区 境	0.2	0.2			0.2		
14	40260	川越所沢線	一般国道16号	川越市・狭山市 境	6.1	6.1				6.1	
15	40300	川越入間線	一般国道254号	川越市・狭山市 境	3.8	3.8				3.8	
16	40450	川越栗橋線	川越坂戸毛呂山線	一般国道254号	1.3	3.7				1.3	
17	40460	川越栗橋線	一般国道254号	川越市・川島町 境	2.4					2.4	
18	40550	川越日高線	一般国道16号	川越坂戸毛呂山線	1.6	10.3					1.6
19	40560	川越日高線	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	4.6						4.6
20	40570	川越日高線	川越越生線	川越市・日高市 境	4.1						4.1
21	41390	川越坂戸毛呂山線	一般国道16号	川越日高線	2.0	8.2					2.0
22	41400	川越坂戸毛呂山線	川越日高線	鯨井狭山線	4.5						4.5
23	41410	川越坂戸毛呂山線	鯨井狭山線	川越市・鶴ヶ島市 境	1.7						1.7
24	41810	川越上尾線	川越日高線	平沼中老袋線	6.2	6.2					6.2
25	42000	さいたまふじみ野所沢線	富士見市・川越市 境	川越市・ふじみ野市 境	2.1	2.1			2.1		
26	60280	川越新座線	一般国道16号	川越市・富士見市 境	5.4	5.4	5.4				
27	60310	川越越生線	一般国道16号	鯨井狭山線	2.6	8.0		2.6			
28	60320	川越越生線	鯨井狭山線	川越市・鶴ヶ島市 境	5.4			5.4			
29	60980	川越北環状線	一般国道254号	-	4.1	5.5	4.1				
30	60990	川越北環状線	川越日高線	一般国道16号	1.4		1.4				
31	61070	狭山ふじみ野線	川越所沢線	川越市・ふじみ野市 境	1.0	1.0		1.0			
32	61320	南古谷停車場線	駅前	川越新座線	0.2	0.2		0.2			
33	61970	本川越停車場線	駅前	川越日高線	0.3	0.3					0.3
34	62110	川越市停車場線	駅前	川越日高線	0.5	0.5	0.5				
35	62230	片柳川越線	坂戸市・川越市 境	川越坂戸毛呂山線	4.2	4.2	4.2				
36	62300	鯨井狭山線	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	0.5	2.4	0.5				
37	62310	鯨井狭山線	川越越生線	川越市・狭山市 境	1.9		1.9				
38	62320	笠幡狭山線	川越日高線	川越市・日高市 境	1.1	1.1	1.1				
39	63400	並木川崎線	川越新座線	川越市・ふじみ野市 境	1.1	1.1		1.1			
40	63410	今福木野目線	一般国道254号	並木川崎線	3.0	3.0		3.0			
合 計				距離(km)	113.0	113.0	19.1	15.5	28.8	24.6	25.0
				区間数	40	25	8	8	8	8	8

別紙 2 R 8 評価対象区間

一連 番号	路 線 名	調査単位 区間番号 (R3センサス)	始 点	終 点	評価区間 (k m)
1	川越新座線	60280	一般国道 1 6 号	川越市・富士見市境	5.4
2	川越北環状線	60980	一般国道 2 5 4 号	川越日高線	4.1
3	川越北環状線	60990	川越日高線	一般国道 1 6 号	1.4
4	川越市停車線場	62110	川越市停車場	川越日高線	0.5
5	片柳川越線	62230	坂戸市・川越市境	川越坂戸毛呂山線	4.3
6	鯨井狭山線	62300	川越坂戸毛呂山線	川越越生線	0.5
7	鯨井狭山線	62310	川越越生線	川越市・狭山市境	1.9
8	笠幡狭山線	62320	川越日高線	川越市・日高市境	1.0